



第5章

横浜市環境管理計画について

- 01 計画の位置づけ
- 02 計画期間
- 03 策定の経緯・考え方
- 04 計画の推進体制
- 05 環境配慮の指針
- 06 生物多様性地域戦略及び環境教育等行動計画の位置づけ

01 計画の位置づけ

「横浜市環境管理計画」は、「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」に基づき、環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画で、環境分野の中長期的な目標や方針を示しています。

環境分野の様々な個別計画等を環境管理計画と整合させて策定し、施策・事業に取り組むとともに、まちづくりや経済分野などの計画等においても、環境管理計画に基づき、環境の視点を盛り込むことで、環境行政を総合的に推進します。

引き続き、「生物多様性基本法」に基づく生物多様性地域戦略と「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」(以下、「環境教育等促進法」という。)に基づく「環境教育等行動計画」を本計画に組み込みます。

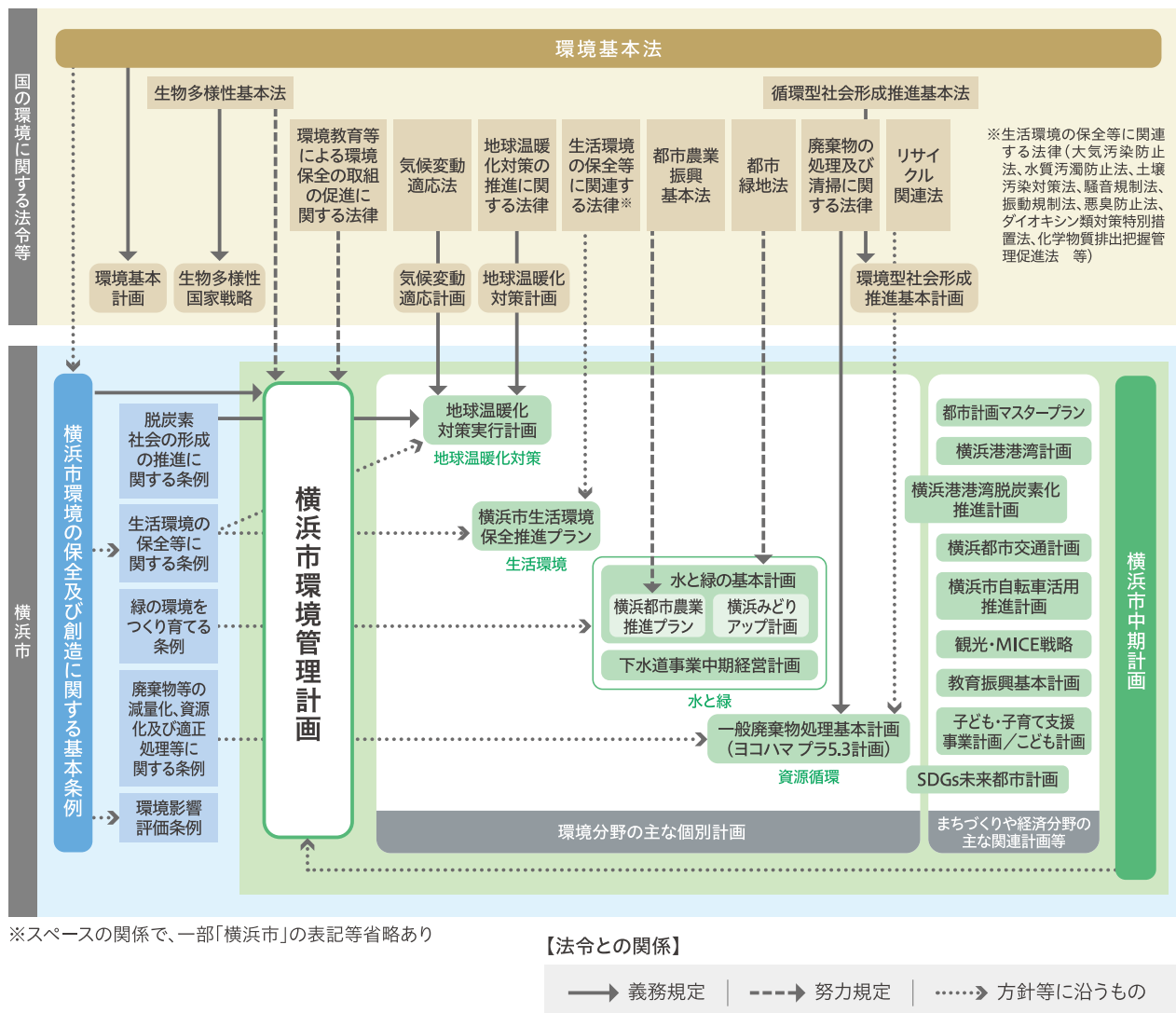


図5-1 環境管理計画と関連計画等との関係図

02 計画期間

本計画の計画期間は、「横浜市中期計画」の2040年頃の横浜のありたい姿を描いた「共にめざす都市像」やそれを実現するための戦略、政策との整合性の観点から、2040年度までとします。

03 策定の経緯・考え方

1 策定の経緯

今回の策定は、2018年11月に改定した環境管理計画の満了に伴うものです。策定に当たっては、2023年3月に横浜市環境創造審議会へ「横浜市環境管理計画に盛り込むべき視点」を諮問し、2024年1月に答申をいただきました。また、2024年2月に横浜の環境に関するディスカッションを市内の3つの小学校で行い、子どもたちの意見を聞きました。これらを踏まえて素案を取りまとめ、2026年3月11日から4月9日まで実施した、素案に対するパブリックコメントでの市民の皆様から寄せられた御意見等を反映させて、この度、新たな計画として策定しました。

(1) 横浜市環境創造審議会からの答申

- 環境行政を総合的に推進するため、コーディネートする役割の強化
- あらゆる主体が「自分ごと化」して環境行動をするための、伝わりやすさの追求
- 環境に対する市民力の高さ、谷戸地形などの横浜の都市自然の特徴を生かしながら「横浜らしさ」を表現

(2) 横浜の環境に対する子どもたちの意見

- 身近な環境(自然、ごみ)改善をしっかりとやっていきたい。
- 地域の人の意識を変えていきたい。

2 策定の考え方

本計画では、世界的な環境の課題である「カーボンニュートラル」、「ネイチャーポジティブ」、「サーキュラーエコノミー」と、それを支える「人づくり」という4つの視点から目指す姿を「自然と共に自分らしく、心地よく暮らせるまち」とし、それを実現するための4つの方針を記載しています。

また、本計画は、市民や企業の皆様と理念や大きな方向性を共有していくものとし、環境問題を身近に感じていただけるよう、わかりやすいメッセージやイラストで構成しています。

なお、本計画は基本的な理念や大きな方向性を共有していく計画としており、細かい施策・事業は盛り込まず、具体的な取組(目標・施策等)については個別計画等で推進していきます。

04 計画の推進体制

市民・事業者・横浜市などで構成される既存の協議会等を活用して、計画の着実な推進を図るとともに、市役所では、関係区局で構成する庁内横断的な会議等を活用しながら、計画を総合的・効果的に推進します。

また、「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」では、横浜の環境の状況、本計画に基づき実施された施策の状況等について、年次報告書を作成し、公表することとなっています。年次報告書は、第4章に記載の4つの方針及びその政策の推進状況や横浜の環境の状況を総合的な視点でとりまとめ、環境創造審議会への報告を経て、本市ウェブサイト等を通じて公表します。

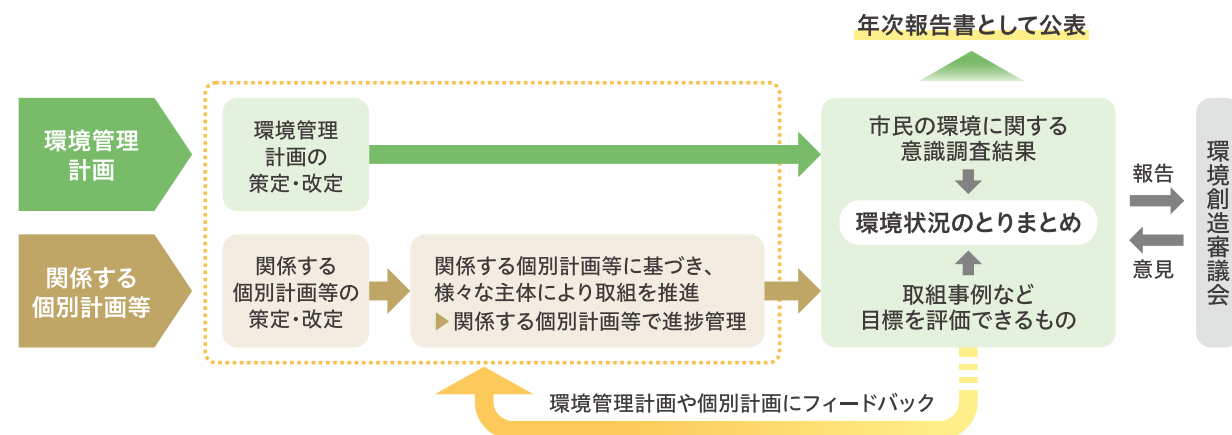


図5-2 年次報告書の作成・公表までの流れ

05 環境配慮の指針

横浜市では、法令順守を前提とし、具体的な環境への配慮を促す手段として、まちづくりにおいては、地区計画・建築協定、街づくり協議地区制度、臨港地区、都市景観協議地区、横浜市建築物環境配慮制度、景観計画などの制度や計画を定めています。

また、横浜市環境影響評価条例に基づき、事業の分類ごとに、開発事業を行う者が配慮すべき事項を示した横浜市環境配慮指針を定めています。これは、主に横浜市環境影響評価条例対象事業に適用されるものですが、それ以外の小規模な開発事業等から広くまちづくりにおいても活用されることを期待するものです。

そのほか、次表のとおり環境に関する様々な指針を定めています。

これらの適正な運用などにより、より実効性のある環境行政の推進を目指します。

表5-1 環境に関する主な指針

項目	指針等の名称
地球温暖化対策	温室効果ガスの排出の抑制に関する指針 [R7.4]
	低炭素電気の普及の促進に関する指針 [R5.5]
	横浜市地域冷暖房推進指針 [H8.4]
	まちなかの暑さ対策ガイドライン [H28.5]【環境省】
生物多様性	生物多様性民間参画ガイドライン(第3版) [R5.4]【環境省】
	猛禽類保護の進め方(改訂版) [H24.12]【環境省】
	神奈川県鳥獣保護区等位置図【神奈川県】
生活環境	環境への負荷の低減に関する指針(事業所の配慮すべき事項) [H15.3]
	環境への負荷の低減に関する指針(飲食店等がにおいていて配慮すべき事項) [H15.3]
	化学物質の適正な管理に関する指針 [H15.4]
	環境の保全に係る組織体制の整備に関する指針 [H15.3]
	夜間における営業に係る騒音の防止に関する指針 [H31.3]
	土地の形質の変更に伴う公害の防止に関する指針 [H24.9]
	汚染土壌処理業許可申請前対策指針 [H24.9]
	自動車等の排出ガスの抑制に関する指針 [H15.3]
	建築物環境配慮指針 [H17.3]
	生活騒音防止に関する配慮すべき指針 [H31.4]
	光害対策ガイドライン(改訂版) [R3.3]【環境省】

06 生物多様性地域戦略及び環境教育等行動計画の位置づけ

1 生物多様性地域戦略の位置づけ

生物多様性の取組は、様々な施策と有機的に連携し推進していく必要があることから、引き続き、本計画に「生物多様性基本法」に基づく「生物多様性地域戦略」を組み込み、「第3章1暮らし2環境を賢明に保全・創出し、自然の恵みを享受できる健康で快適な暮らし」、「第4章1方針2自然資本の保全・活用」を軸に取組を推進します。

2 環境教育等行動計画の位置づけ

環境施策の推進にあたっては、主体的に行動する人を増やす必要があることから、引き続き、本計画に「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づく「環境教育等行動計画」を組み込み、「第3章1暮らし4未来を育む人と人とのつながりや学びにあふれる暮らし」、「第4章1方針4人づくり」を軸に取組を推進します。